

西脇市中小企業・小規模企業振興条例(案)に対し、頂いたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間:平成30年12月15日 ～ 平成31年1月15日

2 提出件数:

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(2) 既に盛り込み済みのもの(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	第4条 第4項	市の発注する工事や物品購入については地元小規模事業者の地域貢献に鑑み、積極的に呼びかけ地元業者の受注機会を増やすこと。	1	条例第4条第4項において、市の調達する物品や発注する工事等については、地元業者である中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の確保に努めることを定めております。

(3) 反映困難なもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(4) 今後の参考とするもの(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	第4条 第3項	中小企業と小規模企業との規模の異なる企業の振興条例であるため、実施に当たってはそれぞれ振興策を分けて検討した方が良いと思う。	1	条例第4条第3項に基づき小規模企業に配慮し、今後の施策の検討や実施の際の参考とさせていただきます。

(5) その他(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	—	市は実効性のある施策立案のために審議会を設け、定期的を開催し、その審議等には中小企業等支援機関や関係団体など市内の企業団体を幅広く入れること。	1	現在、各関係団体で組織する会議や市内金融機関が一同に会する協議会を、定例で開催しておりますので、審議会等の設置は現時点で考えておりません。既存の会議等の場を活用し、情報交換を行うとともに、アンケートや企業訪問等により具体的な声を聞き、実効性のある施策立案に努めます。